

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東伴場地男衾停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字富田字間ノ田千八百 番五地先から 同町大字富田字間ノ田千七百九十五番 一地先まで</p>	<p>大里郡寄居町大字富田字伊勢原千七百 三十五番一地先から 同町大字富田字伊勢原千七百三十九番 一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>十六・〇〇〇～二二・五〇</p>	<p>五・八五〇～二二・二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六三・二〇</p>	<p>一〇六・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>旧道は寄居町に引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>